



2020年 2月 9日
第97号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



過半数代表者選出が公平・公正に行われるか みんなでチェックしよう！



過半数代表者は労働者の代表であり、民主的な手続きによって労働者間で選出しなければなりません。したがって、**使用者の関与を許すものではありません**。会社が過半数代表者選出について掲示を出したり、投票所の準備をしたりするのは便宜上、あくまでも事務手続きを司るにすぎません。“労働者の代表の選出である”ということをきちんと理解し、私たち労働者・働く者が、過半数代表者選出が公平・公正に行われるかチェックしていきましょう。

過半数代表者選出チェックリスト

- 休職者を含め、十分な周知期間が設けられ選出手続きが行われましたか？
- 投票用紙にナンバリングなどはされていませんか？
- 投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけはありませんか？
- 投票所につい立など秘匿性を保つ工夫はありましたか？
- 開票前に投票内容を確認されていませんか？
- 事前に周知された投票期間を変更し、前倒しで開票が行われていませんか？
- 社友会の代表者が、選出手続きを経ずに過半数代表者になっていませんか？
- 選出手続きを経ず、一方的に過半数代表者を指名されていませんか？

**チェックリストに1つでも当てはまることがあれば
分会・支部・地本に相談してください！**

過半数代表者選出では、各事業場（職場）の全労働者が投票を行えます。

全労働者とは

管理監督者、パート、アルバイト、休業中・休職中、出向中の労働者
です。

つまり、JR 東日本でいえば、テンポラリースタッフや育児・介護休職中の社員も投票することができますし、過半数代表者選出について周知されていなければ問題になります。

**働く側の意見を伝えられる
過半数代表者を選出しよう！**

